



地域包括ケア病床 についてお知らせ

当院では、急性期治療後の在宅復帰に向けた医療や支援を行う機能の地域包括ケア病床を令和2年4月より導入いたしました

地域包括ケア病室とは

急性期治療を終了し、症状が安定した患者様に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床です。

心身が回復するよう医師や看護師、病室専従のリハビリテーションの理学療法士等により、在宅復帰に向けて治療・支援を行っていきます。

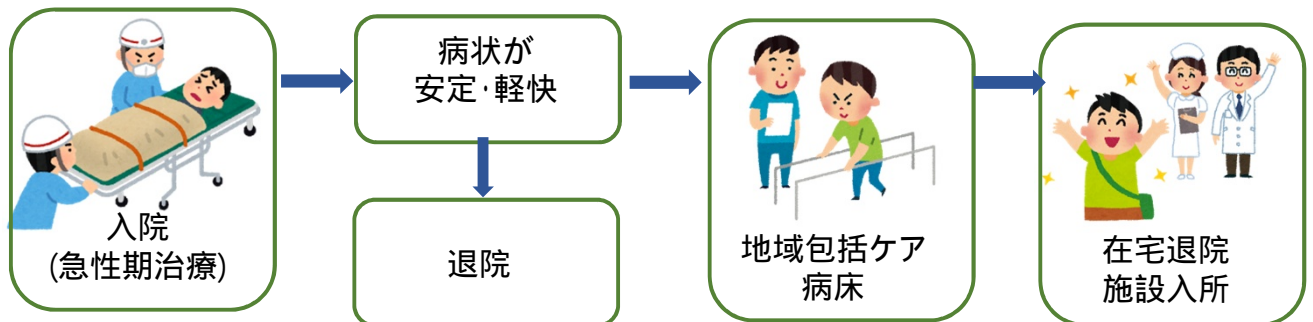
当院では、3階病室の一部である38床が、地域包括病床となります。



どんな場合に入院となるのか

一般病室での治療を経て、主治医が判断した患者様から地域包括ケア病床へ転床いたします。入院期間は、状態に応じ調整いたします。

病床空き状況やご容態に応じて、入院時から地域包括ケア病床に入院される方も一部いらっしゃいます。



入院費について

地域包括ケア病床に入院された場合、入院費の計算方法が通常とは異なり「地域包括ケア病床入院料2」を算定いたします。入院費はほぼ定額となり、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料等のほとんどの費用が含まれています。

治療内容によっては、一般病室より自己負担金が増額する場合がありますが、75歳以上の後期高齢の患者様は、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病床の場合と負担上限は変わりません。

入院に対する留意点

一般的な治療・検査・投薬は可能ですが、一般病床で行うような高額な医薬品の投与や特殊な手術、特殊な検査などには対応できません。また、国の定めにより原則最長60日間の入院期間となります。ご容態に合わせて退院のご支援をさせていただきます。

リハビリについて

症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要であると主治医から診断された方へ、病床専従の療法士がリハビリテーション等を通して退院までのご支援をさせていただきます。